

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則	総 務 文 書 課
◎ 告 示	
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（6件）	漁 業 振 興 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の退任	〃
・土地改良区の定款変更の認可（4件）	〃
・土地改良区の解散の認可	〃
・測量の実施	建 設 企 画 課
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公安委員会告示	
・指定講習機関の変更の届出	運 転 免 許 管 理 課
・運転免許取得者教育の認定機関の変更の届出	〃

規 則

長崎県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第71号

長崎県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

長崎県行政不服審査法施行細則（平成28年長崎県規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第10号中「及び押印」を「又は記名（当該提出人が行政機関の場合は、記名押印）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第486号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

加入区

長崎市深堀加入区

長崎県告示第487号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

加入区

長崎市福田加入区

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長崎市	H30年度からR2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 磯道町第1	令和3年6月24日

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
プレスボ福田West
長崎県長崎市小浦町859-18 外26筆
- 届出者の氏名又は名称及び住所
大和リース株式会社
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
株式会社ナフコ
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社ローソン

東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

①大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

②株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛史

東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー

(変更後)

①大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

②株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信

東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー

(4) 変更の年月日

①令和3年4月1日

②平成28年6月1日

2 届出年月日

令和3年6月16日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市上対馬町琴19番地

福田 智春

長崎県対馬市上対馬町五根緒369番地

古藤 正春

(2) 加入区

上対馬町琴加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

上対馬南漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市上対馬町琴1247番地

上対馬南漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県五島市富江町富江781番地1

馬場 直也

長崎県五島市富江町山下201番地7

坂本 信良

(2) 加入区

富江加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

五島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県五島市福江町1190番地9

五島漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県諫早市小長井町小川原浦893番地16 川野アパート5号

平田 勝仁

長崎県諫早市小長井町遠竹492番地3

鶴田 達次郎

(2) 加入区

小長井町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

諫早湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県諫早市小長井町小川原浦499番地

諫早湾漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法

施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県大村市久原1丁目211番地

井崎 木生

長崎県大村市久原1丁目195番地

伊藤 忠昭

(2) 加入区

大村湾東部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村湾東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県大村市久原1丁目182番地2

大村湾東部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県諫早市多良見町元釜1番地2

木下 和幸

長崎県諫早市多良見町佐瀬782番地

今田 繁弘

(2) 加入区

多良見町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県西彼杵郡時津町浦郷542番地18

大村湾漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県東彼杵郡川棚町三越郷141番地 1

森 利春

長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1290番地10

太田 啓寛

(2) 加入区

川棚加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

大村湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県西彼杵郡時津町浦郷542番地18

大村湾漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中央土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
瀧 崎 保 久	平戸市根獅子町1708番地	瀧 崎 保 久	平戸市根獅子町1708番地
山 田 能 新	平戸市大石脇町930番地 1	山 田 能 新	平戸市大石脇町930番地 1
松 尾 実	平戸市迎紐差町150番地 3	塚 本 義 昭	平戸市深川町209番地
栗 林 繁	平戸市朶の原町87番地	松 尾 実	平戸市迎紐差町150番地 3
前 川 徹 雄	平戸市朶の原町54番地 2	田 中 聖 樹	平戸市深川町788番地 2
塚 本 義 昭	平戸市深川町209番地	前 川 耕 市	平戸市深川町1029番地
藤 澤 茂 則	平戸市深川町480番地 3	福 田 孝 幸	平戸市朶の原町320番地 1
吉 村 三 作	平戸市獅子町954番地イ	辻 二 七	平戸市獅子町555番地
辻 元 栄 一	平戸市獅子町548番地	吉 永 幸 一 郎	平戸市紐差町1172番地 2
福 田 孝 幸	平戸市朶の原町320番地 1	吉 村 三 作	平戸市獅子町954番地イ

村 瀬 惣 治	平戸市紐差町281番地 1	前 川 一 夫	平戸市朶の原町152番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
山 浦 豊 孝	平戸市深川町815番地イ	山 浦 豊 孝	平戸市深川町815番地イ
川 村 英 作	平戸市紐差町1269番地 4	辻 倉 幸	平戸市獅子町573番地 1
松 山 稲 敏	平戸市根獅子町428番地 1	川 村 英 作	平戸市紐差町1269番地 4

土地改良区の役員の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、見岳土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所
林 田 善 東	南島原市有家町久保106番地 1

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月26日総代会議決）を認可した。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 芦辺土地改良区
認可年月日 令和3年6月22日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月30日総会議決）を認可した。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 西郷土地改良区
認可年月日 令和3年6月24日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月26日総代会議決）を認可した。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 原尾土地改良区
認可年月日 令和3年6月24日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月25日総代会議決）を認可した。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 郷ノ浦東部土地改良区
認可年月日 令和3年6月24日

土地改良区の解散の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 牧の地土地改良区
認可年月日 令和3年6月22日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県西海市西彼町	令和3年7月1日から 令和3年9月17日まで

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年7月2日

長崎県知事 中村 法道

- 物品等の名称及び数量
富士ゼロックス複合機用トナーカートリッジ外購入（単価契約）（内訳は別表のとおり）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
電話 095-820-0110
- 調達方法
購入
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和3年6月22日
- 落札者
長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹
- 落札価格
別表のとおり（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 入札公告日
令和3年5月7日

9 落札方式
最低価格
別表

品 名	規 格	単 価	予定数量 (本)
トナーカートリッジ黒色	富士ゼロックス製 CT202630	42,000円	250
トナーカートリッジ青色	富士ゼロックス製 CT202631	30,400円	180
トナーカートリッジ赤色	富士ゼロックス製 CT202632	30,400円	220
トナーカートリッジ黄色	富士ゼロックス製 CT202633	30,400円	190
トナーカートリッジ黒色	富士ゼロックス製 CT203138	47,700円	100
トナーカートリッジ青色	富士ゼロックス製 CT203139	34,600円	60
トナーカートリッジ赤色	富士ゼロックス製 CT203140	34,600円	60
トナーカートリッジ黄色	富士ゼロックス製 CT203141	34,600円	60
ドラムカートリッジ	富士ゼロックス製 CT351104	68,900円	130
トナー回収ボトル	富士ゼロックス製 CWAA0901	4,000円	300
トナーカートリッジ黒色	NEC製 PR-L5140-11	6,300円	420
トナーカートリッジ黒色	EPSON製 LPB 3 T29S	36,200円	260

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第24号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年7月2日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

名称及び住所並びに代表者の氏名		特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
変更後	変更前	・有限会社佐世保大塔自動車学校 ・佐世保市大塔町27番地
・有限会社佐世保大塔自動車学校 ・佐世保市大塔町27番地 ・村瀬 高広	・有限会社佐世保大塔自動車学校 ・佐世保市大塔町27番地 ・村瀬 公一郎	

長崎県公安委員会告示第25号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年7月2日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

名称及び住所並びに代表者の氏名		認定教育に使用する施設の名称及び所在地
変更後	変更前	・有限会社佐世保大塔自動車学校 ・佐世保市大塔町27番地
・有限会社佐世保大塔自動車学校 ・佐世保市大塔町27番地 ・村瀬 高広	・有限会社佐世保大塔自動車学校 ・佐世保市大塔町27番地 ・村瀬 公一郎	

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通（八二四）
二一一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷